

第三者評価結果

事業所名：けんせい保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>	
●理念・基本方針は、ホームページやパンフレット等に明記し、事務室・各保育室内にも掲示しています。少人数制の特性を生かし、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもを第一に考えた保育を実践しています。基本方針に沿い、ゆったりとした家庭的な雰囲気の中で、基本的な生活習慣を学び、自立心を培っています。保護者には理念・基本方針について入園前説明会や保護者懇談会等で説明を行い、周知を図っています。理念や基本方針は、保育所保育方針に沿い現状の保育実態に合っているか定期的に職員間で話し合い、検討・見直ししています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>	
●国の「子ども・子育て会議」の会議資料や、相模原市のホームページ・保育関連記事から、社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析しています。地域の情報については、2ヶ月に1回の相模原市小規模保育園園長会で情報交換を行い、保育ニーズ、地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握しています。園では、職員間でニュースや新聞記事・地域の日々の情報収集に努め、職員会議等で周知・共有しています。保育室内に保育関連の記事を掲示して職員の意識を高め、事業経営を取り巻く環境と経営状況の変化について理解を促しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント>	
●経営環境や保育内容、組織体制、設備、職員体制、財務状況等の現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしています。常勤職員には、経営状況を開示し、組織体制や職員配置等の改善すべき課題について共有して、より良い経営・組織体制になるよう取り組みを進めています。非常勤職員には、職員会議で必要に応じて課題や問題点について共有を図っています。課題や問題点については、毎月の職員会議やクラス会議等で全職員に周知を図っています。具体的課題が発生した場合は、担当者・責任者を決め、引き続き課題の解決・改善に向けて組織的に取り組んで行かれることを期待します。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント>	
●保育理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、中・長期的なビジョンや具体的な方策を決め、実施の状況が具体的に示せるようにしています。年度ごとに計画を見直す際に、社会情勢を鑑みてビジョンを立てるようにしています。特に、人口減少や保育需要の変化予測、制度改革等にアンテナを張り、健全な経営が進められるよう努めています。引き続き、中・長期計画は必要に応じて修正を図りながら進め、次期中・長期計画に反映していられるよう期待します。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>

●単年度計画は、中・長期計画として策定されている全体的な計画に基づき、実行可能な内容になっています。園長と常勤職員は、都度、会議等で振り返る作業において、反省や今年度の目標達成度の確認を行い、次年度につなげるようにしています。単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていません。数値目標や具体的成果等を設定し、数値の設定により正しく実施状況の評価を行うことができる内容になっており、適時、進捗状況を確認しています。引き続き、見直し作業に取り組んでいかれることを期待します。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>
--	----------

<コメント>

●事業計画は職員が参画して職員会議で策定し、意見の反映等の仕組みを定め、職員も理解しています。事務所に事業計画書を掲示し、全職員がいつでも閲覧・確認ができるようにしています。職員は、事業計画が計画通り遂行されているかを日々の保育の中で確認し、日常業務の中で疑問や見直しが必要な場合は職員会議等で話し合っています。事業計画の評価手順は予め決めて実施しており、職員会議での意見や行事の反省を踏まえ、次年度の計画を策定しています。

<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>b</p>
--	----------

<コメント>

●年間の行事計画は、分かりやすく説明した資料等を作成し、保護者に配付し、行事前に再度周知しています。例年、保護者会で説明を行い、具体的に行動計画につなげ、行事への協力・参加を促進するための周知を図っていますが、新型コロナウイルス感染症防止に対応するため今年度は行っていません。毎月配付する園だよりでは、行事予定やお知らせ・お願い等を具体的に説明し、食育だよりでは、食事と生活習慣等、食育に関する情報の提供を行い、保健だよりでは、日頃の健康のための注意点を伝えています。今後、新型コロナウイルス禍が落ち着いた場合を踏まえ、周知方法の検討をさらに期待いたします。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>
--	----------

<コメント>

●保育の質の向上に向け、職員の自己評価や第三者評価の受審を組織的に取り組み、機能しています。入職前のホスピタリティ研修等で、PDCAサイクルについて説明し、職員一人ひとりがそれに基づく保育の実践を行っています。また、毎年、年度末に保護者アンケートや定められた評価基準に基づいた職員自己評価アンケートを実施し、その結果を分析・検討により保育の質の向上を図っています。外部機関による第三者評価も定期的に受審しており、その結果を全職員で共有し、課題等がある場合は解決のための取り組みを行っています。保育の質の向上に向けた取り組みが組織的・計画的に実行されています。

<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>

●評価結果は職員会議で公表し、全職員で共有しています。評価結果に基づき、園として取り組むべき課題を明確にし、質の向上に努めています。会議の議題に課題を示し、見直しを検討し、話し合う機会を設けています。職員間でも取り組むべき課題を共有化し、園長を中心に全職員で改善に取り組んでいます。事故防止や感染症対策等、直ぐに改善が必要な課題は、その都度改善するよう取り組み、検証を図り、時間を要する事項は別途計画を立てて取り組んでいます。次年度も改善の努力を継続していかれることを期待いたします。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<コメント>	
<p>●園長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っています。園長の役割と責任は職務分掌表に明記し、保育方針や取り組み・役割等を明確にしています。また、職員会議等で保育園の経営・管理に関する方針を明確にし、全職員にわかりやすく説明しています。園長は運営に関する全てを把握し、その役割と権限について会議や研修で職員に表明し、平常時のみならず有事における役割と責任も職員に示しています。災害対応マニュアルに、責任者不在時の有事の代行責任は主任が担うことを明確にし、職員は認識しています。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>●園長は、遵守すべき法令等や保育園の理念・基本方針や諸規定を十分に理解し、利害関係者と適正な関係を保っています。また、法令遵守の観点での社外研修に参加し、保育園を取り巻く社会情勢や環境の変化等を考慮ながら幅広い分野の遵守すべき法令等を把握しています。社会ルールや倫理に基づき、職員会議等で職員が遵守すべき法令を正しく理解するための教育に取り組み、徹底を図っています。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	b
<コメント>	
<p>●園長は、理念や基本方針を具体化する観点から、保育の質の維持・向上に関する課題を把握し、改善に向けた取り組みを行っています。保育の質を向上するために、日常の保育について振り返り作業を怠らず、保育関連の情報を発信しています。職員の自己評価アンケートでの把握だけでなく、日常の職場内でも職員の意見に耳を傾けています。保育の質を向上させる意見・提案があれば職員会議で課題にし、改善のための話し合いの中で、より良い体制が構築できるよう指導力を発揮しています。職員に社外研修の参加機会を設定し、保育の質の向上について教育・研修の充実を図っています。日頃のコミュニケーションに加え、さらに職員との個人面談の機会を増やしていかれることを期待いたします。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>●園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取り組みに指導力を発揮しています。行政や他の保育園と密に連携を図り、情報収集を行っています。社労士・税理士と顧問契約を結び、人事・労務・財務に関して定期的な分析を行うと共に、必要に応じて就業規則の改定等を行っています。保育理念や基本方針の実現のため、働きやすい職場を目指し、その環境を整えるよう継続的に努力しています。非常勤職員も含めたシフトの作成により、職員の負担軽減・残業軽減にも努めています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b
<コメント>	
<p>●必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を確立しています。特に、福祉に重要とされるホスピタリティの精神を人材育成の根本に掲げ、児童福祉施設に必要とされる人材育成が確立するよう努力し、入職前にはホスピタリティ研修を実施しています。必要な保育士・調理師等の人員体制については、基本的な考え方で運営し、職員配置を十分に整え、働きやすい環境を構築することで職員の定着率が高くなっています。現状、職員の定着率は高く、人材確保の必要はありませんが、今後、採用・育成計画に沿い、効果的な福祉人材確保計画の検討も必要だと思われます。</p>	

<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>●保育士として必要なスキルや自己管理能力等を文書化し、毎年、職員に配付し、保育園の理念・基本方針に基づく「期待する職員像」を明確にしています。職員のキャリアを給与等に反映する仕組みを作る等、人事基準を明確に定め、職員に周知しています。また、職員一人ひとりの意向・意見等を把握し、評価・分析を行い、改善できることがあれば実施しています。職員が自らの将来の姿を描くことができるよう、総合的な仕組み作りが今後の課題になると考えられます。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●職員の有給休暇や時間外労働のデータは、毎月必ず確認する等、職員の就業状況を把握し、業務時間の平準化につなげています。全国の有給休暇取得、休日付与日数と同水準の休日が付与されており、日頃より職員の悩みや相談を受け、不安を取り除くようにしています。勤務に関しては、希望休暇を100%反映しており、主任や園長は職員との個別面談を実施し、職員の就業状況や意向の把握を組織的に行い、労務管理に関する責任体制を明確にしています。シフトは、ワーク・ライフ・バランスに配慮して作成しています。職員の心身の健康と安全の確保に努め、総合的な福利厚生を実施しています。話しやすい雰囲気を作り、仕事上の悩みや困っていることがあればいつでも相談できるようにしています。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>●保育士として必要なスキルや自己管理能力などの「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されています。また、職員自己評価アンケートで職員の目標管理と進捗状況の確認を行い、方向性を明確にして職員の育成に向けて取り組んでいます。園の目標や方針を徹底し、日頃のコミュニケーションにより職員一人ひとりの目標を明確にしています。定期的な個別面談の実施により、目標達成度の確認も行っていけることを期待します。</p>	
<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●園が目指す保育を実施するため「期待する職員像」が定められ、入職時に配付する「保育士の心得」にも明確にしています。保育の内容や目標を踏まえ、職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示し、それに沿って年間の研修計画を策定しています。研修後は研修報告書を作成し、園長に提出することで理解度の確認をしています。研修報告書はファイリングし、全職員が情報共有し、知識・技術の共有化を図っています。定期的に研修計画内容やカリキュラムの見直しを行い、職員の資質向上に努めています。</p>	
<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●個別の職員の知識・技術水準・専門資格の取得状況等は、園長が把握しています。職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受講する機会を設け、階層別・職種別研修が確保されています。相模原市主催の研修には、積極的に参加を促し、日本保育協会等の外部研修にも参加を勧奨しています。職員のキャリアアップのための研修や資格試験費用は、園で補助し、研修手当も支給しています。また、非常勤職員も研修に参加できるようにしています。園長も専門性のある社外研修に参加し、自らのレベルアップにつなげています。</p>	
<p>(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>●実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルを整備し、インターンシップの受け入れ態勢を整えています。実習生等の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、専門職種の特性に配慮したプログラムを用意しています。新型コロナウイルス禍の影響で実施できていませんが、年度後半に実習生の研修を計画しています。「実習生指導のための研修」を含め、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について、体制を整備し、これからの課題として積極的に取り組んでいく予定です。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> ●ホームページ等の活用により、園の理念や基本方針、保育の内容や事業計画等が適切に公開されています。また、入園説明会等で運営内容・書類等の説明を行っています。前回の第三者評価の受審結果は情報公開しており、透明性を確保するため今回受審の第三者評価も公表する予定です。苦情・相談の体制や内容に基づく改善・対応の状況について公表し、運営の透明性を確保しています。地域に向けて、園の理念・基本方針・活動等を説明したパンフレット等を配布し、情報を提供しています。	
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ●福祉サービスを提供する主体として公正かつ透明性の高い経営・運営のための取り組みを行っています。保育園の事務・経理・取引等に関するルール、職務分掌、権限・責任等を明確にし、周知しています。園の事務・経理・取引等について毎年、内部監査を実施し、定期的に確認しています。財務においては外部税理士等、専門家から監査支援等を受け、そのアドバイスにより経営改善を実施しています。引き続き、指摘事項があれば、経営改善に努めていかれることを期待いたします。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント> ●子どもが地域の人々と交流を持つことは大切なプロセスと考え、子どもが地域活動に参加するように心がけていますが、新型コロナウイルス禍の中で、機会が減っています。以前は、地域の高齢者サロン「きらくクラブ」(小山地域包括支援センター)と定期的な交流を行い、連携園との交流も実施していましたが、できるだけ交流の機会を設けていきたいと考えています。活用できる地域の情報を収集し、「子育て支援掲示板」を作成し、玄関前に掲示することで地域の人々との交流を図っています。散歩時には地域の方と挨拶を交わす等、交流を図るようにしています。今後、子どもの個別の状況に配慮しつつ、地域との交流の機会を定期的に設ける等の取り組みに期待します。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ●ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化しています。ボランティア活動は地域社会と保育園をつなぐ柱の一つとして考えています。地域の小学校の職場見学・中学校の職場体験・高校生のインターンシップ等が想定されますが、新型コロナウイルス禍の中で少なくなっています。また、ボランティア受け入れ態勢を確立していますが、現状、自粛しています。新型コロナウイルス感染症の影響が減少した後の再検討に期待されます。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> ●当該地域の関係機関・団体について、子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストを作成し、常に連絡が取れるよう整備しています。リスト一覧は職員誰もが閲覧及び活用できるようにしており、職員間で情報の共有化が図られています。相模原市「中央子育て支援センター」と密に連絡を取っています。特に、家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、速やかに行政や児童相談所等へ連絡できる体制を整え、必要に応じた情報を職員会議で共有しています。連携を図っている関係機関は、相模原市保育課・中央子育て支援センター・児童相談所・消防署・警察・病院等があり、共通の問題に対して解決に向けて協働し、具体的な取り組みを行っています。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント>	
●相模原市保育課との情報交換を通じ、変化していく地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。保育士を派遣し、「小山公民館」での手遊びや、「子育て支援掲示板」を玄関前に設置する等、保育園の専門的な知識・技術の情報を地域に提供しています。地域児童委員・民生委員が園の第三者委員であり、保護者アンケートや職員自己評価アンケートの結果を基に、年1回以上保育サービスの改善について報告し、地域の状況の教示も受けています。今後も、地域の福祉向上のため、仕事と子育ての両立を行う家庭に対して、継続的な支援活動にも取り組んでいかれることを期待いたします。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>	
●地域資源の一つとする立場を意識し、園としてできること・やるべきことに取り組んでいます。「子育て支援掲示板」を設置しており、保育園関係者のみならず、地域イベントや子育てに関するポスター・パンフレットを掲示しています。また、保育士が「小山公民館」で手遊びを教える等、地域に開かれた子育て支援を行っています。積極的に保育園の存在をパンフレット等でアピールし、地域の福祉ニーズに基づく活動に取り組んでいます。園見学者からの「子育て相談」にも応じています。引き続き、地域の子ども育成支援や地域コミュニティの活性化に取り組んで行かれることを期待します。	
III 適切な福祉サービスの実施	
1 利用者本位の福祉サービス	
(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント>	
●理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が共通の理解を持つよう取り組んでいます。「入社前ホスピタリティ研修」テキストに沿って、人権に関する研修を行い、子どもを尊重した保育の提供を実践するための取り組みを行っています。毎年、「人権に関するマニュアル」とプリントした児童憲章を職員へ配付し、子どもの尊重や基本的人権の配慮について、職員会議で組織的に勉強会・研修を実施しています。引き続き、子どもの人権を守る対応ができていくかの確認を定期的実施し、指導を行っていくことを期待します。	
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント>	
●プライバシー保護・虐待防止といった子どもの権利擁護に関する姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等を整備しています。毎年、「人権に関するマニュアル」を利用した社内研修を行い、職員へ理解を促しています。オムツ交換等はトイレ内で行い、着替えは密にならないようプライバシーに配慮した対応を行っています。一人ひとりの子どもにとって、生活の場に相応しい快適な環境を提供しています。園のホームページに掲載する写真については、入園前に保護者の同意を得た方のみ対象に掲載しています。プライバシー保護についての取り組みは、入園前説明会や保護者懇談会で丁寧に説明しています。	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント>	
●保育園を選択するために必要な情報は、ホームページに掲載し、理念や基本方針・保育の内容・園の特色等を紹介しています。理念等に加え、職員体制・連携施設・保護者に説明すべき事項等を記載した重要事項説明書等、保育園選択に必要な情報も提供しています。入園希望者に対しては園長が中心に個別に対応し、パンフレット等を見学者に手渡しし、理念・基本方針や保育内容について説明しています。新型コロナウイルス禍以前は、園内を案内していましたが、現状は感染拡大防止の観点から玄関先でパンフレット等を使用して説明しています。	

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

b

<コメント>

●保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意については、保護者の意向を念頭に置いて、できる範囲で配慮し個別対応しています。重要事項説明書を基に、職員体制・利用にあたっての留意事項・緊急時の対応等、保護者に説明すべきことを理解しやすいよう工夫して説明しています。また、入園のしおりや入園前に提出書類チェック表で確認しながら、準備物の説明を行っています。保護者には個人情報に関する承諾書を交わしています。保育の開始・変更時には、保護者の同意を得た上でその内容を書面で残しています。配慮が必要な保護者への説明については、行政と連絡し、適正な説明・運用を図っていかれることを期待します。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

●保育園等の変更においては、保育の継続性を損なわないよう配慮して対応しています。「卒園証書」も渡しています。園長が窓口となり、行政や関係機関と密に連絡を取り合い、正確に対応できるよう取り組んでいます。園児の意識付けとして、進級する保育園を散歩コースに入れるよう配慮しています。保育園の変更後も保護者等が相談できるよう窓口を設置し、開所時間内は電話がつながるようにしていますが、文書化して明示するよう期待します。個人の記録は児童票・健康チェック表にまとめ、引き継ぎはいつでもできるように体制を整えています。変更後の園児の児童票・健康チェック表は保管しています。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

●子どもの満足は日常の保育の中で把握し、保育士の自己満足にならないよう、「愛情豊かな関わりの中で信頼が築かれ、快適な生活が送られること」の保育方針の下、日頃から心がけています。保護者の満足度は、年1回の保護者アンケートの実施や保護者懇談会・個人面談等で把握しています。アンケート結果は保護者に公表しています。園では、卒園後もいつでも相談を受けられる体制を敷き、在園中と変わらない対応を心がけています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

●苦情対応マニュアルを備え、苦情解決の体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、3名の第三者委員）を整え、苦情解決の仕組みを構築しています。対応はマニュアルに基づき、園・第三者委員で連携して対応しています。園内フロアに、苦情対応の概要として責任者・担当者・第三者委員の氏名を記載した重要事項説明書を掲示し、保護者等に周知しています。また、玄関入口に「苦情受付箱」を設置し、毎月10日締め切りとし、無記名で苦情を述べやすいようにしています。苦情内容は記録を残し、保管しています。苦情・意見は職員に周知し、検討を図り、保育の質の向上に役立てています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

b

<コメント>

●保護者が必要に応じて相談、意見が述べられるよう話しやすい雰囲気作りを行い、環境作りに努めています。年1回、保護者と個人面談を行い、連絡帳での情報交換や、送迎時等のコミュニケーションを通して信頼関係を築くようにしています。相談や意見を受けた際は、園長が保護者と話し、知り得た情報は職員と共有しています。入園説明時に、相談や意見はどの職員も対応できることを伝えています。さらなる保護者との関係強化を期待します。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

●職員は、日々の保育の提供において、日頃から保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮しています。「苦情受付箱」の設置、年1回の保護者アンケートの実施・保護者懇談会等、保護者の意見を積極的に把握する取り組みを行っています。苦情対応マニュアルを整備し、相談や意見を受けた際の対応を定め、苦情・相談がある場合は柔軟に面談の機会を設けるようにしています。職員間で情報共有を図り、対応・改善を行う体制を整備し、職員には対応の基本手順を示し、指導しています。保護者からの相談・意見は保育の質の向上に生かすよう心がけています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント>	
●事故発生防止マニュアルを整備し、事故発生時の対応方法を明確化しています。事故発生時の対応と安全確保の手順については、マニュアルに沿って実施し、職員に周知しています。職員・園長・嘱託医・保護者にスムーズに情報が伝わる仕組みを整え、安心・安全な福祉サービスの提供を目的とする体制を構築しています。また、日頃の「気づき」をメモし、記録に残し、月末に「ヒヤリハット報告書」としてまとめる等、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集を行っています。発生要因を分析し、事例を基に対策を検討し、再発防止に努めています。引き続き、安全確保・事故防止のため、全職員が同一の判断ができるよう取り組みに期待します。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
●国が策定した「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症対応マニュアルを整備し、感染症対策の責任と役割を明確にし、衛生管理を適切に実施すると共に予防に努めています。子どもが手に触れる棚・机・椅子・玩具等、毎日清掃及び消毒を行い、安全確保に努めています。新型コロナウイルス感染症対策としては、検温、手指消毒、室内換気（1時間ごと）、ジアミスト（次亜塩素酸水噴霧器）を導入して予防に努め、衛生環境に配慮しています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント>	
●「防災対応マニュアル」を整備し、災害時の対応体制を決めています。非常災害に関する具体的計画を立て、防災管理者を定め、関係機関との連携体制を整備しています。毎月1回、避難訓練（地震、火災、不審者対応、通報等）及び消火訓練、救出訓練、その他必要な訓練を実施しています。また、年2回、消防署指導による通報訓練も実施しています。訓練ごとに記録を残し、次回の訓練に反映させています。災害時には保護者にICTシステムにより一斉メールを配信し、職員は分担表に従って行動するよう周知しています。備蓄については、食料・ミルク・水等や防災頭巾・オムツ、備品類等を備え、職員用の防災セットも準備しています。備蓄についてはチェックリストを作成し、記録に残すことで、より正確な管理ができる体制を期待します。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	
<コメント>		
●標準的な実施方法が「保育マニュアル」・「保育士の心得」や「保育士の職務一覧表」に文書化し、職員はいつでも確認できるようにしています。マニュアル等は適宜改定し、改定した場合は園長が職員に指導を行い、職員間で読み合わせを行い、職員会議で話し合うことで共通認識を高めています。標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシー保護、権利擁護を明確に記載し、会議等で周知徹底しています。保育実践が画一的にならないよう望まれます。		
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	
<コメント>		
●標準的な実施方法については、保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入により、見直しの必要性を認識しています。社会情勢、子どもたちに関する事情の変化、職員や保護者から意見・提案等があった場合は、速やかに精査・検討を行い、随時マニュアル等を見直しています。また、保護者アンケートの結果や保護者懇談会の意見等も見直しの参考にしています。検証・見直しに当たり、指導計画の内容に必要なに応じて反映されますが、継続的な取り組みを期待いたします。		

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

<コメント>

●指導計画は各クラスの担任が作成し、主任がチェックを行い、園長が確認し、適切に指導しています。保育所保育指針の改定があった場合は、都度、全体的な計画の見直しを行っています。アセスメントは、個人記録・個人別指導計画等に加え、参加メンバーの各見解を持ち寄って実施しています。指導計画は全体的な計画に沿って策定し、日常の保育を通して、子どものニーズを把握し、保護者からはアンケート・懇談会等でニーズを抽出し、指導計画に反映させています。また、他職種の職員からも意見を聞き、計画に取り入れることを期待いたします。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

<コメント>

●保育所保育指針に基づいて指導計画を作成しています。週案・日案、月案の指導計画に基づき、毎月の職員会議で評価・見直しを行っています。また、所定書類を全職員で情報共有を図り、保護者の意向等を把握するための手順等を共有し、組織的な仕組みを定めて実施しています。変更内容は職員会議で全職員へ周知しています。指導計画の評価・見直しについては、標準的な実施方法に反映すべき事項や子ども・保護者のニーズ等に対する支援が不十分な状況等、保育の質の向上に関わる課題が明確にされています。評価結果は次期計画に反映させ課題があれば継続して取り組んでいただきたいと思います。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

●子どもの発達状況や生活状況等は、相模原市の様式による健康台帳や児童票・個別指導計画・健康管理記録等、園が定めた統一様式によって把握しています。保育園ICTシステムを導入し、保育に関する記録等はクラウド上で園長・職員が確認しています。記録内容は園長がチェックを行い、内容に差異が生じないように指導を行っています。記録内容や書き方に差異が生じないように指導し、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしています。コンピューターネットワークや記録ファイル等を通じて、園内で情報を共有する仕組みを整備しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

●個人情報保護管理規定に沿い、子どもの記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関する規定を定めています。子どもの記録類については法定保管年数を定め、基本的に法定年数を遵守するようにしています。個人情報に関しては不適切な利用、漏洩がないことを入園時に重要事項説明書で説明し、文書化して保護者と同意書を交わしています。記録管理の責任者は園長とし、児童票、健康管理記録等は鍵のかかる書棚で管理・保管を行い、扱いについて職員に周知徹底を図っています。

第三者評価結果

事業所名：けんせい保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>●全体的な計画は、保育園での生活を通して総合的に展開され、保育理念「心と体の健やかな成長を目指し、優しさと笑顔があふれる園を創造すること」を目的として、一人ひとりの発達や育ちを大切にしながら編成しています。児童憲章や保育所保育指針等の趣旨を捉え、保育理念・保育方針・保育目標に基づいて作成し、養護・教育・食育等を一体的に行っています。また、子どもの保育目標を「0歳児・1歳児・2歳児」に分けて計画しています。全体的な計画は、子どもの発達過程・子どもと家庭の状況や保育時間・地域の実態等を考慮して編成しており、一貫性・連続性のある保育実践をしています。全体的な計画は年度末に評価を行い、次年度の編成に生かしていますが、評価・改善の継続性に期待いたします。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>●保育室の温度・湿度・採光等の環境は、「園児安全管理マニュアル」を基に常に適切な状態に保持しています。換気については1時間ごとに窓を開ける等、配慮しています。見やすい場所に温度計・湿度計を設置し、職員間で声を掛け合い、環境整備に努めています。毎日、保育室の柵や玩具等の子どもが触れる箇所は消毒・清掃を行い、「安全衛生チェックリスト」で管理・記録することで生活に相応しい場として、清潔・安全な環境になっています。また、昼寝コットの使用で睡眠時も衛生的であり、シーツ等の衛生管理にも努めています。トイレは明るく清潔で、使いやすい位置にトイレトーパーが備え付けられ、発達過程を踏まえて安全な工夫がなされ、子どもたちが利用しやすい設備になっています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>●子どものあるがままの姿を受け止め、一人ひとりの発達と発達過程や家庭環境等から生じる個人差を把握し、子どもを尊重した保育を行っています。保育方針「安定した生活習慣が一人一人の発達に応じて確立されること・愛情豊かな関わりの中で信頼が築かれ快適な生活が送られること・様々な活動や遊びによって好奇心と自立心が育まれること」に基づいた保育を実践しています。子どもの発達に合った保育をするために、過度な期待をせず、子ども一人ひとりの気持ちに沿いながら保育をしています。成功体験を増やし、褒めていくことで子どもたちの自信につながる事を大切に、急かす言葉や制止させる言葉を不必要に使わないよう、子どもの気持ちを大切に保育実践に努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>●少人数保育だからこそ子ども一人ひとりに寄り添うことができ、子どもたちのことを第一に考えた保育を実践しています。子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、子どもたちが健康で安全な生活に必要な生活習慣を身につけることができるよう取り組んでいます。子どもたちが自分ができることが増えるよう、職員間で発達の理解を心がけています。個々の成長に応じた活動内容や指導法を実践しています。トイレへの誘導は、子どもの状態に合わせて声かけを行っています。散歩時は、「交通安全計画」を立て、安全に配慮しながら危険な箇所はチェック表で情報共有を図っています。毎日、午睡前の着替え時、朝の歌・給食の歌・おやつ歌・帰りの歌等を歌い、規則正しい生活習慣が身につくよう働きかけています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備しています。園庭を有していないので、体を動かすことができるよう公園や様々なコースの散歩に行く時間を確保しています。散歩コースは20程度あり、それぞれ「楽しい目的を持った散歩」コースで、子どもにとっては小旅行のようになっており、感動につながっています。散歩時は地域の方と挨拶を交わして交流を図り、交通ルールを学ぶ等の経験ができています。園の入口ではプランターで野菜を育て、子どもが収穫した野菜を調理して食べる等、食育につながっています。毎朝、リズム体操を行い、音楽は15曲程度あり、子どもたちのリクエストに応じて楽しく体を動かしています。玩具は自由に取り出して遊べるよう工夫され、自分たちで出し入れできる棚を設定しています。また、月1回、外部講師による「英語遊び」を実施し、様々な表現活動を体験しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●小規模の良さを生かし、子ども一人ひとりの生活リズムを大切にしつつ、家庭との密な連携を重要視して保育を行っています。0歳児の体力・睡眠・活動への配慮として、家庭で過ごしているのと同様に、長時間過ごすことに適した生活環境と遊びを工夫しています。ゆったりした空間で愛着関係を密に築くことができる少人数の特性を活かし、子ども一人ひとりの活動を保証し、安心できる環境の中で、遊び・食事・休息を通じて集団生活を過ごしています。家庭との連携は、送迎時に子ども・家庭での様子を聞き、連絡帳や電話等でも依頼に対応しています。特に、熱と食欲に留意し、健康に十分注意しています。0歳児は発達が著しく、個人差が大きい時期を考慮し、囁託医等と連携を図り、子どもの状況に応じた保育を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●養護と教育の一体的な展開の基礎を作る時期と捉え、一人ひとりの子どもの状況に応じて、子どもが自分の力で取り組もうとする気持ちを尊重しています。職員は子どもに寄り添い、一人ひとりの活動から集団の活動へ移行する中で、自ら意欲的に様々な活動に取り組めるよう援助し、健やかな心と体を育てています。そして、生活習慣の自立、言葉の理解等の学びを支援しています。子ども同士のトラブルの際は子どもの自発的な思いを引き出すよう関わり、生活の中で子どもができることにはなるべく手を出さずに見守り、自発性を促すよう心がけています。保育室はワンフロアなため、全職員が各クラスの子どもたちに目が届き、職員間で協力し合っています。3歳未満児は、様々な遊びを始める時期を踏まえ、事故防止、安全確保に努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>c</p>
<p><コメント></p>	
<p>●小規模保育事業所であるため、評価対象外です。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>●保育園内は出入口に段差があり、障害により配慮が必要です。現在、障害のある子どもは在籍していませんが、常に、保護者の子育てでの不安を取り除けるような声かけを行い、子どもにとって一番最良の道を考え、家庭と連携しながら子どもを育てていくよう配慮しています。必要に応じて相模原市保育課、中央子育て支援センター療育相談班から助言・相談ができる体制を整えています。障害の診断は受けていないが入園後に発達の課題に気づいた場合は、個別対応で支援します。今後、障害児保育について、職員が必要な知識や情報を得る機会を設けていかれることを期待します。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●1日の生活を見通し、その連続性に配慮した子ども主体の計画性を持って取り組んでいます。各年齢のクラスは柵で仕切っていますが、異年齢児がいつでも一緒に過ごせるよう、室内の配置を変えることができますようにしています。子どもの状況は常に職員間で情報を共有し、保護者と職員が連携を図れる体制を講じています。全体的な計画の中で「長時間保育に関する配慮事項」を作成し、事務所に掲示し、全職員が確認できるようにしています。迎えが保護者以外になる場合は、事前に連絡をもらい、電話で再確認してから引き渡すようにしています。子どもの状況については、「申し送り用紙」により職員間で引き継ぎを適切に行っています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>c</p>
<p><コメント></p> <p>●小規模保育事業所であるため、評価対象外です。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●子どもの健康管理に関するマニュアルを整備し、一人ひとりの子どもの健康管理を適切に行っています。また、年間保健指導計画を作成し、日々の健康管理に生かし、全職員で共有化を図っています。毎月園内で行う身体測定や1日1回以上の着替えを行い、必ず全身のチェックを行っています。入園時には必ず保護者にSIDSの説明を行い、午睡チェックではうつぶせ寝を厳しく確認し、5分ごとのブレスチェックを行っています。1歳児までは、ベビーセンス（呼吸察知モニター）をベビーベッドに設置し、乳児の安眠に配慮しています。子どもの体調悪化・ケガ等については、その日の内に保護者に伝えと共に事後の確認をしています。職員は、「救命救急対応」研修を受講し、AEDの子どもへの使用方法も習得しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●健康診断は、0歳児は毎月、1歳児は3ヶ月に1回、2歳児は1年に2回実施し、歯科健診は年に2回実施しています。すくすくカード（健康カード）や歯科健診結果は記録し、保護者に知らせ、職員間で共有しています。特に、歯科健診の結果のお知らせでは、歯磨きの進め方や子どもが進んで歯磨きを行うための工夫等を記載して家庭での生活習慣につなげています。治療の必要な子どもの保護者に対しては、かかりつけ医の受診を薦め、結果を聞き、職員間で情報を共有しています。健康診断・歯科健診の結果は園の保健計画等に反映させ、保育に生かしています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>●安全かつ適切に保育を提供するために、相模原市の「食物アレルギー対応マニュアル」に沿い、アレルギー疾患のある子どもに対して、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。現在、アレルギー疾患のある子どもは在籍していませんが、アレルギー対応としてトレイ・食器の色を変え、誰が見ても分かるようにしています。職員は入職前に、アレルギー疾患・慢性疾患等について研修を行い、必要な知識・技術を習得しています。入園前に保護者から情報を得、連携を密に図り、園生活に配慮するようにしています。アレルギー疾患のある子どもが在籍した時の職員対応の再確認、共有化を期待いたします。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> ●園の特徴的な取り組みとして、「食育」に注力しています。食べることは生命の基本であり、子どもの健やかな心と体を育む「元気の源」と考え、自園調理による昼給食・おやつを提供しています。食品管理衛生責任者を登録し、マニュアルと「調理における衛生管理チェック表」に基づき、徹底した衛生管理の下、栄養管理と子どもの状態に応じた食事提供を行っています。年齢別の食育指導計画を作成し、発達に合わせた調理方法に配慮しています。プランターによる夏野菜の栽培活動を通して、食の関心を深める工夫に取り組んでいます。保護者へは食育だよりを毎月配付し、食事の注意点を紹介する等、家庭での食育につなげています。毎日の喫食状況は連絡帳で報告し、献立配信動画で給食内容とレンビの紹介もしています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> ●子どもの成長に合わせた食事の提供をしています。おかゆの硬さをその場で調整し、小食の子どもには別皿を用意する等、配慮しています。園では食材にこだわり、米は秋田県からの産地直送品、醤油は香川県、味噌は長野県から仕入れる等、天然醸造を使用しています。献立は管理栄養士が作成し、調理職員が調理しています。子どもの味覚を育てるために、2週間ごとの反復式献立を採用し、家庭でも作れる「和食系家庭料理」を中心とし、季節や行事に合わせた献立も取り入れ、誕生日には手作りケーキで祝います。また、季節の食事レクリエーションを行い、食と楽しさがつながるお楽しみイベントを提供しています。残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映し、検食サンプルは2週間分保存しています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> ●毎日、家庭との密な連携を心がけ、個別の連絡帳や送迎時の声かけにより情報交換を行っています。園のホームページや園のブログで園・子どもの様子が分かるよう発信しています。また、園の様子を動画で紹介する「おうちえん」アプリの活用や、献立配信動画で給食内容の紹介をしています。保育のねらいや保育内容については、保護者の理解を得る機会（懇談会・個別面談）を設け、保護者アンケートも実施しています。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため多くの行事等が中止になり、ブログ等の利用も含め子どもの様子を家庭に詳しく伝えていく方法を工夫しています。家庭の状況、保護者との情報交換の内容等は必要に応じて記録し、保育に生かしています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> ●保護者と密に連絡を取り合い、送迎時には保護者とコミュニケーションを図り、信頼関係を築き、相談・支援が行える体制を整えています。職員は、「連絡帳の書き方マニュアル」に沿い、連絡帳において具体的な成長の様子や日々の事項を細かく伝えていきます。相談を受けた場合は、職員2名で対応し、園長・職員間で報告・相談・連絡を迅速に行い、小規模保育園の特徴を生かして丁寧に対応しています。子育ての悩みや成長についての相談が多く、相談内容は記録に残しています。保護者の思いや意向・要望・不安や悩み等の相談に対して、全職員が対応できる体制を構築しています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> ●虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう心がけ、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況の把握に努めています。親子の些細な変化にも注意する目を持つ「気づき」を大切にしています。毎日必ず着替えを行い、身体のチェックを行っています。虐待防止のマニュアルを備え、職員によって判断に差異がないよう仕組みを整えています。少しでも疑いのある傾向が見られたら、関係機関と速やかに連携する準備ができています。職員は、園内研修で「虐待について」をテーマにして学習を行い、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動等の理解を深め、研鑽を図っています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>●記録や職員間の話し合い等を通じて、保育の質の向上に向けた自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っています。年に1回自己評価シートによる評価を実施し、互いの学び合いや意識の向上につなげています。その結果を基に、第三者委員と協議を行い、課題があれば改善に向けて話し合い、保育の質や専門性の向上につなげています。研修受講の補助制度が行き届き、職員一人ひとりがより学び、スキルアップにつなげています。また、保育室内に、「保育関連記事」を掲示し、職員の意識を高めることで、子どもや制度の「取り巻く環境の変化」を理解するよう取り組んでいます。全職員で互いにさらなるスキルアップを図り、専門性の向上に努めていかれることを期待しています。</p>	